既に詳細に述べたように、地方自治体は行政サービスの大半を担っている。住民生活と地域の活動に不可欠な行政サービス提供の任務を十分発揮できるように、自らの意思と判断に基づく自主性と、自らの力で運営できる基盤が確立している自立性が、最大限確保されていることが必要である。

日本列島の多様な気候風土や地理的・歴史的特性などを背景に、住民生活や地域の活動には大きな差異がある。必要とされる住民のニーズや課題も、地域的に異なるところに特徴がある。地方自治体は、それぞれ地域の実情に適切に対応しようと創意工夫を重ねている。そうした取り組みに対する効果を国が一義的に判断することが、地方自治法の規定にそぐわないのは明らかだろう。

それぞれの地方自治体が、住民に対する説明責任を果たすとともに、その実績や効果は地方議会で十分検証されることが適当である。国から地方への財源移転に当たっては、地域の自主性、自立性が最大限尊重される仕組みが求められている。そのためにも、確実な財源保障を行うことと合わせ、地方税財政を中心とした地方分権を一層推進することが必要である。

活気のある地域を津々浦々に広げていく。息の長い取り組みに期待したい。

[1] 65歳以上の高齢者人口と15～64歳人口の比率を見ると、昭和25（1950）年には１人の高齢者に対して12.1人の現役世代（15～64歳の者）がいたのに対して、平成27（2015）年には高齢者１人に対して現役世代2.3人になっている。今後、高齢化率は上昇を続け、現役世代の割合は低下し、72（2060）年には、１人の高齢者に対して1.3人の現役世代という比率になる（内閣府「平成28年高齢社会白書」）。

[2] 平成26年に1.42であった合計特殊出生率は平成27年には1.46となり、平成26年に100万3,539人であった年間出生数は平成27年の年間出生数には100万5,656人となっている（厚生労働省「平成27年人口動態統計月報年計（概数）」（平成28年５月23日））ものの、平成27年国勢調査においては大正９年の開始以来初の人口減少を記録するなど、我が国の人口は減少局面となっている。

[3] 地方版総合戦略の策定に当たっては、産官学金労言をはじめ多様な関係者の参画を得た検討が行われ、ほぼ全ての地方公共団体が地域住民から意見を聴取し、８割以上の地方公共団体が中高大生を含む若者から意見を聴取している（内閣官房「地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定状況」（平成28年４月19日））。

[4] 地方財政審議会「地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見」（平成28年５月13日）

[5] 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）は、大阪圏や名古屋圏が３年連続の転出超過を記録する中で、11万9,000人の転入超過（20年連続）を記録（総務省「住民基本台帳人口移動報告平成27年結果」（平成28年１月29日））。平成27年の東京圏の人口は3,612万6,000人となり、全人口の４分の１以上が集中している（平成27年国勢調査）。

[6] 平成29年度予算の編成等に関する建議（平成28年11月17日財政制度等審議会）33ページ

[7] 平成29年度予算の編成等に関する建議33・34ページ

[8] 平成25年度決算より、一般行政経費（単独）に相当する各都道府県・市区町村の歳出額を、民生費・商工費などの目的別で総務省ホームページで公表している。

[9] 次に掲げるような項目は地方財政計画には計上されていない。

・歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税

・歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

[10] 財政制度等審議会に提出された平成25年度の財務省の試算においては、計画額が決算額よりも0.6兆円程度過大であるとされている。また、総務省においても地方財政計画の歳出規模と決算額を比較しているが、近年では、決算額が計画額を１兆円程度上回っていると試算している。

[11] 平成29年度予算の編成等に関する建議33ページ

[12] 交付税原資は、国税４税（所得税、法人税、酒税、消費税）及び地方法人税であるが、後者は交付税特別会計に直接繰り入れられている。

[13] 経済・財政再生計画改革工程表（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）に沿って、地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方自治体の業務改革のうち、23業務を検討対象とし、平成28年度はそのうち16業務について導入を開始。残る７業務については、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入することとされている。

[14] 平成29年度予算の編成等に関する建議36ページ

[15] 地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度の地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設。地方交付税において、既存の「地域の元気創造事業費」を増額するとともに、新たに「人口減少等特別対策事業費」を創設。「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」（人口増減率、転入者人口比率等について数値が悪い団体の需要額を割増し）及び「取組の成果」（人口増減率、転入者人口比率等について全国の伸率と比較して成果をあげている団体の需要額を割増し）を反映。

[16] 経済・財政再生計画改革工程表において、「「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について地域の活性化等の取組の成果の一層の反映を検討」することとされており、「地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を集中改革期間（平成28年度～平成30年度）の後は、５割以上とすることを目指す」こととされている。

[17] 「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定するため、人口を基本とした上で、「行革努力」及び「地域経済活性化の成果」を反映。

[18] 雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」や、地域の総力を挙げて、地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」等に加え、地域への「ヒト・情報」の流れを創出する「チャレンジ・ふるさとワーク」を展開することで、「地域経済好循環推進プロジェクト」が推進されている。

[19] 「集約とネットワーク」の考え方に基づいた「連携中枢都市圏」及び「定住自立圏」や過疎地域等における「集落ネットワーク圏」の形成の推進や「地域おこし協力隊」の拡充や「移住・交流情報ガーデン」の活用、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施などが行われている。

[20] 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険制度の運営に中心的な役割を担うとともに、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなる。

[21] 東日本大震復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年７月23日）

[22] 文教施設（学校・体育館）の耐震率：94.6％（消防庁調べ）

[23] 災害対策本部を設置する庁舎の耐震率：68.4％（消防庁調べ）

[24] 定型的業務を中心とした事務・事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、窓口の手続コストの最適化、給与・旅費等に関する庶務業務の集約化、自治体情報システムのクラウド化、PPP/PFIの推進など

[25] ５月意見において「「見える化」する指標をどのように設定するかについては、様々な観点から十分な検討が必要である。例えば、窓口業務に係る住民１人あたりコストを指標として設定することについては、人口の規模や繁忙期の流出入など社会動態、業務処理に用いるシステムの仕様、配置職員の雇用形態等の各種要因によって大きな影響を受けることに留意すべき」としている。

[26] 総務省は、「経営戦略の策定推進について」（平成28年１月26日）において、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を平成32年度までに策定することを地方公共団体に要請している。

[27] 総務省は、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年３月31日）において、病院事業を実施する地方公共団体に対し、平成28年度中に「新公立病院改革プラン」を策定し、更なる経営改革に取り組むよう要請している。